

応じ、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 当該事業年度における組合の長期給付に要する費用のうち政令で定めるものの額（以下この号において「国の独自給付費用の額」という。）を当該事業年度におけるすべての組合員（長期給付に関する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。）の厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額の合計額及び当該組合員の同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額の合計額の合算額（以下この号において「標準報酬等総額」という。）で除して得た率が、当該事業年度における地方公務員等共済組合法第百十六条の三第一項第一号に規定する独自給付費用の額（以下この号において「地方の独自給付費用の額」という。）を当該事業年度における同項第一号に規定する標準報酬等総額（以下この号において「地方の標準報酬等総額」という。）で除して得た率を下回る場合 当該事業年度における国の独自給付費用の額に一定額を加算して得た額を当該事業年度における標準報酬等総額で除して得た率と当該事業年度における地方の独自給付費用の額から当該一定額を控除して得た額を当該事業年度における地方の標準報酬等総額で除して得た率とが等しくなる場合における当該一定額に相当する額

二 当該事業年度における国・地方の長期給付等に係る収入の額が当該事業年度における国・地方の長期給付等に係る支出の額を上回り、かつ、当該事業年度における国・地方の長期給付等に係る収入の額（地方公務員等共済組合法第百十六条の三第二項に規定する長期給付等に係る収入の額をいう。以下この号において同じ。）が当該事業年度における地方の長期給付等に係る支出の額（同条第三項に規定する長期給付による支出の額をいう。以下この号において同じ。）を下回る場合 当

応じ、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 当該事業年度における組合の長期給付に要する費用のうち政令で定めるものの額（以下この号において「国の独自給付費用の額」という。）を当該事業年度におけるすべての組合員（長期給付に関する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。）の標準報酬の月額の合計額及び当該組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額（以下この号において「標準報酬等総額」という。）で除して得た率が、当該事業年度における地方公務員等共済組合法第百十六条の三第一項第一号に規定する独自給付費用の額（以下この号において「地方の独自給付費用の額」という。）を当該事業年度における同項第一号に規定する標準給与総額（以下この号において「地方の標準給与総額」という。）で除して得た率を下回る場合 当該事業年度における国の独自給付費用の額に一定額を加算して得た額を当該事業年度における標準報酬等総額で除して得た率と当該事業年度における地方の独自給付費用の額から当該一定額を控除して得た額を当該事業年度における地方の標準給与総額で除して得た率とが等しくなる場合における当該一定額に相当する額

二 当該事業年度における国・地方の長期給付等に係る収入の額が当該事業年度における国・地方の長期給付に係る支出の額を上回り、かつ、当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額（地方公務員等共済組合法第百十六条の三第二項に規定する長期給付等に係る収入の額をいう。以下この号において同じ。）が当該事業年度における地方の長期給付に係る支出の額（同条第三項に規定する長期給付による支出の額をいう。以下この号において同じ。）を下回る場合 当

等に係る支出の額をいう。以下この号において同じ。) を下回る場合 当該事業年度における地方の長期給付等に係る支出の額から当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額を控除して得た額(当該控除して得た額が、限度額(当該事業年度における国の中長期給付等に係る収入の額から当該事業年度における国の長期給付等に係る支出の額に前号に掲げる場合における同号に定める額を計算した額を控除して得た額をいう。)を超える場合にあつては、当該限度額)

2 该事業年度における地方の長期給付に係る支出の額から当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（当該事業年度における国の長期給付等に係る収入の額から当該事業年度における国の長期給付に係る支出の額に前号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除して得た額をいう。）を超える場合にあつては、当該限度額）

2 前項第二号に規定する「国の長期給付等に係る収入の額」とは、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の連合会の収入として政令で定めるものの額の合計額に、地方公務員等共済組合法第一百六条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額をいう。

3 第一項第二号に規定する「国の長期給付等に係る支出の額」とは、厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の連合会の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。

合法第百十六条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額をいう。

(審查請求)

第三百三十三条 組合員の資格若しくは短期給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第二号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、国家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をることができる。

(審查請求)

第一百三条 組合員の資格若しくは給付に關する決定、掛金の徵収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、國家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徵収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3 (略)

(組合又は連合会に対する通知等)

第一百六条 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

(時効)

第一百十一条 この法律に基づく短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る支払未済給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に支払未済給付を受けるべき者があるもの

二 支払未済給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

者

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徵収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3 (略)

(組合に対する通知等)

第一百六条 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

(時効)

第一百十一条 この法律に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの

二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

(期間計算の特例)

第一百十二条 この法律の規定により短期給付の請求又は短期給付を受け
る権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求
その請求、申出又は届出が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律
する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般
信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二
同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付
に要した日数は、その期間に算入しない。

第一百十三条 削除

(期間計算の特例)

第一百十二条 この法律の規定により給付の請求又は給付を受ける権利に
係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求
、申出又は届出が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律
（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事
業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二
項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付に要した
日数は、その期間に算入しない。

(組合員期間以外の期間の確認)

第一百十三条 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組
合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、厚生労働大臣（
当該組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であ
るとときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところに
よる。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年
金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規
定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要
な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の規定による確認に関する処分に不服がある者は、国民年金
法又は私立学校教職員共済法の定めるところにより、国民年金法又は
私立学校教職員共済法に定める審査機関に対して審査請求をすること
ができる。

5 第一項の場合において、組合員期間以外の期間に係る同項の規定に
よる確認の処分についての不服を、当該期間に基づく退職共済年金又

は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができる
ない。

(戸籍書類の無料証明)

第一百四条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）は、組合又は短期給付を受ける権利を有する者に對して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者のあつた者又は短期給付を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(戸籍書類の無料証明)

第一百四条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）は、組合又は受給権者に對して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(資料の提供)

第一百四条の二 連合会は、第九十三条の四に定めるもののほか、年金である給付に関する处分に關し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付、地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付又はその配偶者に対する第七十九条第六項（第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、厚生労働大臣、地方の組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団又は第七十九条第六項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に對し、必要な資料の提供を求めることができる。

(端数の処理)

第一百十五条

長期給付を受ける権利を決定し又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額（第七十八条第一項、第八十三条

この法律による短期給付及び掛金等に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

この法律による短期給付及び掛金等に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

（医療に関する事項等の報告）

第一百八十八条 組合は、財務省令・厚生労働省令で定めるところにより、この法律に定める医療に関する事項その他この法律の規定による短期給付に関する事項について、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第一百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律

第一項又は第九十条の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛け金に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

（医療に関する事項等の報告）

第一百八十八条 組合は、財務省令・厚生労働省令で定めるところにより、この法律に定める医療に関する事項その他この法律の規定による給付に関する事項について、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第一百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律

により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等職員）の適用によるものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「公庫等又は特定公庫等役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」とする。

255 (略)

（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤

により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十一条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国（公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金）とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国（公庫等又は特定公庫等の負担金）とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）と、同条第四項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「第九十九条第二項」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」とする。

255 (略)

（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤

務することを要する者の取扱い)

第一百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第三号中「林野庁」とあるのは「林野庁及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各府の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各府の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各府の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各府の所管する特定独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各府の所管する特定独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各府の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各府の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第一項中「特定独立行政法人の負担に係るもの」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの（第一百二十四条の三の規定により読み替えられた第七項及び第八項）において読み替えて適用する第五項の規定による独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものと含む。」と、同条第六項から第八項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二

務することを要する者の取扱い)

第一百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定める者を含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第四号中「林野庁」とあるのは「林野庁及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各府の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各府の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各府の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各府の所管する特定独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各府の所管する特定独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各府の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各府の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第一項中「特定独立行政法人の負担に係るもの」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの（第一百二十四条の三の規定により読み替えられた第七項及び第八項）において読み替えて適用する第五項の規定による独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものと含む。」と、同条第六項から第八項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二

項並びに第百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(地方公務員等共済組合法との関係)

第百二十六条の二 (略)

2 (略)

3 組合員又は組合員であつた者が地方の組合の組合員となつたときは、連合会は、政令で定めるところにより、第三十五条の二の規定により積み立てるべき積立金の額のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額を当該地方の組合（地方公務員等共済組合法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会を組織する地方の組合にあつては、当該全国市町村職員共済組合連合会）に移換しなければならない。

4・5 (略)

(国家公務員法との関係)

第一百二十六条の六 この法律の定めるところにより行われる長期給付の制度は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員については、同法第百七条は、同法第百七条に規定する年金制度とする。

第一百二十七条の二 第十三条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

条第一項及び第四項並びに第百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(地方公務員等共済組合法との関係)

第百二十六条の二 (略)

2 (略)

3 組合員又は組合員であつた者が地方の組合の組合員となつたときは、連合会は、政令で定めるところにより、第三十五条の二第一項の規定により積み立てるべき積立金の額のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額を当該地方の組合（地方公務員等共済組合法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会を組織する地方の組合にあつては、当該全国市町村職員共済組合連合会）に移換しなければならない。

4・5 (略)

(国家公務員法との関係)

第一百二十六条の六 この法律の規定による长期給付の制度は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員については、同法第百七条に規定する年金制度とする。

第一百二十七条の二 第十三条の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(短期給付等に係る標準報酬の区分等の特例)

第六条の二 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより第四十二条第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同法第四十条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

2 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては、第四十二条第一項中「区分」とあるのは「区分（附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）」と、第四十二条の二第一項後段中「当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする」とあるのは、「当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が政令で定める金額を超えることとなる場合には、当該累計額が当該政令で定める金額となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする」とする。

3 前二項の規定は、長期給付の額の算定並びに長期給付に係る掛金及び負担金の徴収に関しては、適用しない。

(長期給付に係る標準報酬の区分の特例)

第六条の三 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、厚生年金保険法第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区

分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同法第二十条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

2 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては、第四十二条第一項中「区分」とあるのは「区分（附則第六条の三第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）」と、第四十二条の二第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円（附則第六条の三第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）」とする。

3 前二項の規定は、短期給付の額の算定並びに短期給付、介護納付金及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収に関しては、適用しない。

（退職者給付拠出金の納付が行われる場合における組合の業務等の特例）

第十一条の三 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）、介護保険法」と、第九十九条第一項中「並びに介護納付金」とあるのは「退職者給付拠出金並びに介護納付金」とする。

（退職者給付拠出金の納付が行われる場合における組合の業務等の特例）

第十一条の三 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）、介護保険法」と、第九十九条第一項中「介護納付金並びに」とあるのは「退職者給付拠出金、介護納付金並びに」と、同項第一号中「の納付」とある

のは「並びに退職者給付拠出金の納付」とする。

(遺族の範囲の特例)

第十二条の二 組合員（海上保安官その他職務内容の特殊な職員で財務省令で定める者に限る。）が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で財務省令で定めるものに従事し、そのため公務による傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母（第二条第一項第三号に掲げる者に該当するものを除く。）があるときは、当分の間、これらの者を同号の遺族に該当する者とみなして、長期給付に関する規定を適用する。

(退職共済年金の支給の繰上げ)

第十二条の二の二 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、一年以上の組合員期間を有する六十歳以上の者（昭和三十六年四月一日以後に生まれた者であつて、国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、六十五歳に達する前に退職共済年金の支給を連合会に請求することができる。

2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時に行わなければならぬ。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十六条の規定は、適用しない。

4 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から政令で

定める金額を減じた金額とする。

5 | 第三項の規定による退職共済年金の受給権者（六十五歳未満の者に限る。）については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。
6 | 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十七条第三項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

7 | 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第八十九条の二の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「第七十七条第二項の規定により加算する金額から政令で定める金額を減じた金額」と、第七十八条第一項中「その権利を取得した当时（退職共済年金を受ける権利を取得した当时）とあるのは「六十五歳に達した当时（六十五歳に達した当时）と、「前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする」とあるのは「附則第十二条の二の二第四項及び第六項並びに前条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とするものとし、六十五歳に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当时」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得した当时」とあるのは「六十五歳に達した当时」と、第八十九条の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において同項第二号イ」とあるのは「附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が

六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」あるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」とする。

(退職共済年金の特例)

第十二条の三 当分の間、六十五歳未満の者（昭和三十六年四月二日以後に生まれた者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

第十二条の三の二 次の表の上欄に掲げる者について前条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日まで の間に生まれた者	六十二歳
昭和三十年四月二日から昭和三十二年四月一日まで の間に生まれた者	六十一歳

昭和三十二年四月二日から昭和三十四年四月一日まで
での間に生まれた者

六十三歳

昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日まで
での間に生まれた者

六十四歳

第十二条の四 第七十八条の規定は、次条第一項から第四項まで、附則第十二条の四の三、第十二条の七の二、第十二条の七の三及び第十二条の七の五の規定によりその額が算定される場合を除き、附則第十二条の三の規定による退職共済年金については、適用しない。

第十二条の四の二 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第五項、附則第十二条の六の三第一項及び第五項並びに附則第十二条の七の三第七項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき。附則第十二条の六の三第一項において同じ。）は、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。
一千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端

数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）に組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）を乗じて得た金額

二 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

3 | 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する第一項の請求に係る退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

4 | 第一項の請求があつた退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第七十九条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の四の二第三項」と、第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当时（退職共済年金を受ける権利を取得した当时）とあるのは「附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当时（当該請求があつた当时）と、「前条の」とあるのは「附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これららの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当时」とあるのは「附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当时」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を得した当时」とあるのは「当該請求があつた当时」と、第七十九条第二項中「相当する部分、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相

当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を」とあるのは「附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額及び同条第四項において読み替えられた第七十八条第一項に規定する加給年金額を」とする。

5 前各項の規定によりその額が算定されている附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者が、障害状態に該当しなくなつたときは、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額を、第七十七条第一項又は第二項の規定により算定した金額に改定する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十四年以上である場合には、この限りでない。

第十二条の四の三 附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者が、その権利を取得した当時、組合員でなく、かつ、その者の組合員期間が四十四年以上であるときは、退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。

2 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第七十九条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の四の三第一項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは

「これらの規定」と、第七十九条第二項中「相当する部分、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を」とあるのは「附則第十二条の四の三第一項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額及び附則第十二条の四の三第二項において読み替えられた第七十八条第一項に規定する加給年金額を」とする。

3 組合員である附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（組合員期間が四十四年以上である者に限る。）が退職したときは、第七十七条第四項の規定によりその額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。

4 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第七十九条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の四の三第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した當時（退職共済年金を受ける権利を取得した当时、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当时。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第十二条の四の三第三項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当时」と、「前条の」とあるのは「附則第十二条の四の三第三項においてその例によるものとされ

た附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の四の三第三項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職があつた当時」と、第七十九条第二項中「相当する部分、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を」とあるのは「附則第十二条の四の三第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額及び附則第十二条の四の三第四項において読み替えられた第七十八条第一項に規定する加給年金額を」とする。

第十二条の四の四 附則第十二条の四の一第一項から第四項まで又は前条の規定によりその額が算定されている退職共済年金（その受給権者が組合員であるものを除く。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分の支給を停止する。

第十二条の五 附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利は、第八十条の二の規定により消滅するほか、当該退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。

第十二条の六 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されるものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当时（退職共済年金を受ける権利を取得した当时）とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当时（当該請求があつた当时）と、「その者によつて」とあらわれ、「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当时」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当时」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当时」とあるのは「当該請求があつた当时から引き続き」とする。

2 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当时（退職共済年金を受ける権利を取得した当时）とあるのは「当該請求があつた当时から引き続き」とする。

時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」とする。

3 | 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の三第三項及び第四項の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額の附則第十二条の四の三第三項の規定による改定に係る退職があつた当時から引き続き」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額の附則第十二条の四の三第三項の規定による改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職があつた当時から引き続き」とする。

（特例による退職共済年金の支給の繰上げの特例）

第十二条の六の二 附則第十二条の三の二に規定する者（附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。）であつて、附則第十二条の三各号のいずれにも該当するもの（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、それぞれ

附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金の支給を連合会に請求することができる。

2| 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時に行わなければならない。

3| 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十六条及び附則第十二条の三の規定は、適用しない。

4| 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から政令で定める金額を減じた金額とする。

5| 第三項の規定による退職共済年金の受給権者（附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。）については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。

6| 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達したときは、第七十七条第三項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

7| 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十七条第三項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

8| 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第八十九条の二の規定の適用については、第七十四条第二項中「第

七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは、「第七十七条第二項の規定により加算する金額から政令で定める金額を減じた金額」と、第七十八条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは、「六十五歳（その者が附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額（以下この項において「繰上げ調整額」という。）が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「特例支給開始年齢」という。）とする。第三項において同じ。）に達した当時（六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）において同じ。）に達した当時（六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した当時」と、「前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする」とあるのは、「附則第十二条の六の二第四項、第六項及び第七項並びに前条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額」とし、六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは、「六十五歳に達した当時」と、第八十九条の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得了した日において、同項第二号イ」とあるのは、「附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは、「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受

給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「「金額に」」とあるのは「「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」」とする。

9 | 前項の規定により読み替えられた第七十八条第一項の規定によりその額が加算された第三項の規定による退職共済年金の受給権者（六十五歳未満の者に限る。）が次条第五項又は第六項の規定の適用を受ける間は、前項の規定により読み替えられた第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

第十二条の六の三 | 附則第十二条の三の二に規定する者が前条第三項の規定による退職共済年金の受給権を取得したとき（同条第一項の請求があつた当时、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき又はその者の組合員期間が四十四年以上であるときに限る。）は、六十五歳に達するまでの間、当該退職共済年金の額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号の規定により算定した金額から政令で定める金額を減じた金額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）を加算する。

3 | 2 | 繰上げ調整額（その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百八十日に満たないものに限る。次項において同じ。）が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に

達した日の翌日の属する月において、当該年齢に達した日の翌日の属する月前の組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）が当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。）に、当該繰上げ調整額と繰上げ調整追加額（当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額をいう。）とを合算した金額を加算した金額とする。

4 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の翌月以後において、第七十七条第四項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び前項の規定にかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と繰上げ調整追加額（当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額をいう。）とを合算した金額を加算した金額とする。

5 障害状態にあることにより繰上げ調整額が加算された退職共済年金については、その受給権者が障害状態に該当しなくなつたときは、その障害状態に該当しない間、当該繰上げ調整額（第三項又は前項の規定により繰上げ調整追加額が加算された退職共済年金にあつては、当該繰上げ調整追加額を含む。次項において同じ。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当时、当該退

職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十四年以上である場合には、この限りでない。

6 | 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が組合員である場合は、当該繰上げ調整額に相当する部分の支給を停止する。

(特例による退職共済年金の支給開始年齢の特例)

第十二条の七 | 組合員期間が二十年以上ある者のうち附則別表第一の上欄に掲げる者に対する附則第十二条の三の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 | 組合員期間が二十年以上ある者のうち附則別表第二の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する附則第十二条の三の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 | 前二項の規定の適用を受ける者に対する第七十九条第二項の規定の適用については、同項中「受給権者」とあるのは、「受給権者（六十歳以上である者に限る。）」とする。

(昭和二十四年四月一日以前に生まれた者等に支給する特例による退職共済年金の額の特例)

第十二条の七の二 | 附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者が、昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるとき、又は同月二日以後に生まれた者で前条第二項の規定の適用を受けるものである

ときは、第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二並びに第十二条の四の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。

3 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の七の二第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の七の二第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

第十二条の七の三 次の表の上欄に掲げる者（附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合においては、第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二並びに第十二条の四の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

昭和十六年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和十八年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳

昭和二十年四月一日から昭和二十二年四月一日までの間
に生まれた者

昭和二十二年四月一日から昭和二十四年四月一日までの間
に生まれた者

六十四歳

2| 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。

3| 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の七の三第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の七の三第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

4| 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、当該退職共済年金の額を、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額に改定する。

5| 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の七の三第四項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中

「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した當時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「前条の一」とあるのは「附則第十二条の七の三第四項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の一と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。」

6 | 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき以後においては、附則第十二条の四の二第一項から第四項まで並びに第十二条の四の三第三項及び第四項の規定は、その者については、適用しない。

7 | 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者に限る。）が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、障害状態に該当しなくなつた場合においては、附則第十二条の四の二第五項の規定による退職共済年金の額の改定は、行わない。

8 | 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後においては、附則第十二条の四の二第四項並びに第十二条の四の三第二項及び第四項の規定（これらの規定中第七十九条第二項の規定を読み替えて適用する部

分に限る。）は、適用しない。

第十二条の七の四 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金（その受給権者が国民年金の被保険者であることを理由としてその支給が停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

2 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）は、その受給権者が、組合員でなく、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるとときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分の支給を停止する。

一 その額が附則第十二条の七の二の規定により算定されているものであり、かつ、その受給権者が昭和十六年四月一日以後に生まれた者であるものであること。

二 その額が附則第十二条の七の三第一項から第五項までの規定により算定されていること。

3 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（前項各号のいずれかに該当するもの及び附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているもの（前条第八項に該当する者に係るものに限る。）に限る。）については、その受給権者が、組合員であり、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、第七十九条第二項中「第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により計算される金額を」とあるのは、「当該退職共済年金に係る附則第十二

条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分及び第七十八条第一項に規定する加給年金額を」とする。

- 第十二条の七の五 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金で政令で定めるものを受ける権利を取得したときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額から政令で定める金額を減じた金額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）を加算した金額とする。
- 2 繰上げ調整額については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。
- 3 第一項に規定する退職共済年金の受給権者が同項に規定する老齢基礎年金を受ける権利を取得したときは、附則第十二条の四の二、第十二条の四の三第三項及び第四項並びに第十二条の七の三第四項及び第五項の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。
- 4 繰上げ調整額（その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百八十日に満たないものに限る。次項において同じ。）が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは四百八十月）が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数

を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該現に受けている退職共済年金の額に、当該繰上げ調整額と当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額とを合算した金額を加算した金額とする。

5 | 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、第七十七条第四項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と当該改定に係る退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百八ヶ月を超えるときは、四百八十月）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額とを合算した金額を加算した金額とする。

6 | 繰上げ調整額が加算された退職共済年金に係る第七十八条の規定の適用については、同条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した當時（その年齢に達した当时、当該退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）」と、「前条の」とあるのは「前条並びに附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、「加算した金額とする」とあるのは「加算した金額とし、その年齢に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、年金の

額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。

第十二条の七の六 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の七の二第二項及び第三項又は第十二条の七の三第二項及び第三項の規定によりその額が算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは、「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」とする。

2 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の七の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定されているもの又は附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算されたものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該

退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（当該年齢に達した当時、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」とあるのは「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「当該年齢に達した当時から引き続き」とする。）

（特例による退職共済年金の支給の繰上げ）

第十二条の八 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を連合会に申し出たときは、次項の規定の適用がある場合を除き、附則第十二条の三の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定

めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を連合会に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第十二条の三及び第十二条の六の二の規定は、適用しない。

3 | 第一項又は前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額から、その額の百分の四に相当する金額に附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢（以下「特例支給開始年齢」という。）と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。

4 | 第一項又は第二項の規定による退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第七十九条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項の規定により加算する金額に係る附則第十二条の八第三項の規定による減額後の額」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の八第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第七十九条第二項中「受給権者」とあるのは「受給権者（六十歳以上である者に限る。）」とする。

5 | 第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算された第一項又は第二項の規定による退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が、その者に係る特例支給開始年齢に達するまでの間は、同条

第一項の規定により加算する部分の支給を停止する。

6 | 附則第十二条の五、第十二条の七の四及び第十二条の七の六第一項の規定は、第一項又は第二項の規定による退職共済年金について準用する。この場合において、同条第一項中「「附則第十二条の三」とあるのは、「附則第十二条の八第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

7 | 第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定については、第七十七条第一項又は第二項の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から、その金額に、第三項の規定により減じるべきこととされた金額をその算定の基礎となつた同項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項第二号に掲げる金額又は当該金額と同条第三項の規定により加算する金額との合算額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額とする。

8 | 前各項に定めるものほか、第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者に対してこの法律を適用する場合における必要な技術的読替え及びこれらの規定による退職共済年金の支給等に関し必要な事項は、政令で定める。

9 | 第一項及び第三項から前項までの規定は、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者（うち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの（第一項又は第二項の規定の適用を受ける者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳に達し

た後六十歳」と、第三項中「附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。

(退職共済年金と基本手当等との調整)

第十二条の八の二 附則第十二条の二の一、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者（雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除き、その支給を停止する。

一 当該受給資格に係る雇用保険法第二十四条第二項に規定する受給期間が経過したとき。

二 当該受給権者が当該受給資格に係る雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）の支給を受け終わつたとき（同法第二十八条第一項に規定する延長給付を受ける者にあつては、当該延長給付が終わつたとき。）。

2¹ 前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの期間において、次の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、その月の分の退職共済年金については、適用しない。

一 その月において、財務省令で定めるところにより当該退職共済金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。

二 その月の分の退職共済年金について、第七十九条第一項及び第二項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

3 | 第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、同項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月のうち同項の規定により退職共済年金の支給が停止された月（以下この項において「年金停止月」という。）の数から前項第一号に規定するみなされる日の数を三十で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）を控除して得た数が一以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月については、第一項の規定による退職共済年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。

4 | 雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が、附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金（退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除く。）の支給を停止する。

5 | 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項に規定する者が附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項に規定する者が附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定に

よる退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替えるものとする。

第十二条の八の三 附則第十二条の二の一、第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この条において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、その月の分の退職共済年金の額は、第七十九条第二項（附則第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第二項若しくは第四項又は第十二条の七の四第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、第七十九条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（その金額に六分の十五を乗じて得た金額に当該受給権者の標準報酬の月額を加えた金額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬の月額を控除して得た金額に十五分の六を乗じて得た金額）に十二を乗じて得た金額（以下この条において「調整額」という。）を控除して得た金額とする。

一 当該受給権者の標準報酬の月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た金額の百分

の六十一に相当する金額未満であるとき。 当該受給権者の標準報酬の月額に百分の六を乗じて得た金額

二 前号に該当しないとき。

当該受給権者の標準報酬の月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た金額に対する当該受給権者の標準報酬の月額の割合が遞増する程度に応じ、百分の六から一定の割合で遞減するよう財務省令で定める率を乗じて得た金額

前項の場合において、調整額が第七十九条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額（第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除して得た金額）以上であるときは、退職共済年金の全部の支給を停止する。

3 | 附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た金額の百分の七十五に相当する金額以上であるとき。

二 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額が支給限度額以上であるとき。

4 | 第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、第七十三条第二項の規定は、適用しない。

5 | 前各項の規定は、附則第十二条の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十一条第一項、第三項及び第四

項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）とあるのは「第六十一条の二第一項の賃金日額（以下この条において「賃金日額」という。）」と、同項第二号及び第三項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替えるものとする。

（特例による退職共済年金の支給の繰下げの特例）

第十二条の八の四 第七十八条の二の規定は、附則第十二条の三の規定による退職共済年金については、適用しない。

（自衛官の退職共済年金の支給開始年齢等の特例）

第十二条の九 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条の二に規定する若年定年退職者（同条ただし書の規定に該当する者を除く。以下この条において「若年定年退職自衛官」という。）のうち附則別表第三の上欄に掲げる者（政令で定める者を除く。）に対する附則第十二条の三の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 附則第十二条の七の規定は、前項の規定の適用を受ける者については、適用しない。

3 附則第十二条の八の規定は、若年定年退職自衛官については、適用しない。

（障害共済年金の特例）

第十二条の十 第八十五条第三項から第六項まで、第八十四条第二項、

第八十六条第二項及び第八十七条第四項ただし書の規定は、当分の間、附則第十二条の二の二第三項若しくは第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者又は国民年金法附則第九条の二第三項若しくは第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

2 第八十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「六十五歳以上の者」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者」とする。

(遺族共済年金の額の改定の特例)

第十二条の十の二 第八十九条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金その他これに相当する年金である給付であつて政令で定めるものの受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「前条第一項第二号イ」とあるのは「前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」とする。

(遺族共済年金の支給開始年齢の特例)

第十二条の十一 遺族共済年金の受給権者となつた者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第九十二条第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十六歳
昭和六十一年七月一日から平成元年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十七歳
平成元年七月一日から平成四年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十八歳
平成四年七月一日から平成七年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十九歳

(退職一時金の返還)

第十二条の十二 次の各号に掲げる一時金である給付を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金（以下この条及び次条において「退職共済年金等」という。）の支給を受ける権利を有することとなつたときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「支給額等」という。）に相当する金額を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、連合会に返還しなければならない。

- 一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第八十条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）
- 二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定

する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第五十四条の規定による退職一時金

2| 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する金額を当該退職共済年金等の額から控除することにより返還する旨を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日から六十日を経過する日以前に、連合会に申し出ることができる。

3| 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該退職共済年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該退職共済年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額から、支給額等に相当する金額に達するまでの金額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、当該退職共済年金等の額とする。

4| 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第十二条の十三 前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金の支給を受ける権利を有することとなつたときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が退職共済年金等を受ける権利を有していた場合は、同項に規定する支給額等に相当する金額（同項又は同条第三項の

第十三条 削除

規定により既に返還された金額を除く。) を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、連合会に返還しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

(衛視等に対する退職共済年金等の特例)

第十三条 特定衛視等に対する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十八	退職共済年金（その年金額の算定の基	組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者	組合員期間等が二十五年以上	第七十六 第一条 第一項 第三号 第七十七 条第二項 第七十六 条第二項 第七十七 条第二項 第七十八	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
退職共済年金	組合員期間が二十年以上である者	次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	組合員期間等が二十年以上である者	第一号 附則第十三条第一項に規定する特定衛視等	第一号 附則第十三条第一項に規定する特定衛視等	第一号 附則第十三条第一項に規定する特定衛視等

条第一項									
(2)	第一号口	第一条項	第八十九条第一項	第四号	第一条項	第八十八条	第七十九条第三項	第七十九条	第七十九条
	組合員期間が二十年以上である者	組合員期間が二十五年以上である者	組合員期間が二十五年以上である者	同項			二十年以上であるもの	二十年以上であるもの	二十年以上であるもの
衛視等	附則第十三条第一項に規定する特定	(i)に定める	(i)に定める	衛視等	附則第十三条第一項に規定する特定	附則第十三条第一項に規定する特定	前条第一項	るもの	るもの

第一項		附則第十 二条の六	項 二条の四 の三 第四	附則第十 二条の四 の三 第四	項 二条の四 の三 第四	附則第十 二条の四 の三 第四	第七十八条第一項	第七十八条第一項	附則第十 二条の四 の二 第四	第七十八条第一項
第七十八条第一項		期間が二十年以上であるもの	算定されているものであつて、かつ、 その年金額の算定の基礎となる組合員 における同じ。)	未満であつたときは、前条第四項の規 定により当該退職共済年金の額が改定 された場合において当該組合員期間が 二十年以上となるに至つた当時。第三 項において同じ。）	当時（退職共済年金を受ける権利を取 得した當時、当該退職共済年金の額の 算定の基礎となる組合員期間が二十年 未満であつたときは、前条第四項の規 定により当該退職共済年金の額が改定 された場合において当該組合員期間が 二十年以上となるに至つた当時。第三 項において同じ。）	当時（退職共済年金を受ける権利を取 得した當時（当該請求があつた当时 得した当时）	当時	当時	当時	当時
条第一項	えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項	

附則第十	項	の二第八	二条の六	附則第十	び第三項	附則第十	第七十八条第一項	当時（当該請求があつた当時）	得した當時	当時（退職共済年金を受ける権利を取	得した當時
組合員期間を	第七十八条第一項	当時	当時	当時（退職共済年金を受ける権利を取	得した當時						

二条の七	附則第十	項の五第一	二条の七	附則第十	項の三第五	二条の七	附則第十	第一項及び第二項	二条の七	附則第十	四項	項及び第三項	二条の六	附則第十	二条の六	二条の三第一
四百八十月	当該月数が四百八十月を超えるときは			組合員期間	当時（その年齢に達した当时）	得した当时	当時（退職共済年金を受ける権利を取	第七十八条第二項	組合員期間が二十年以上である者			当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月	当該月数が二百四十月未満であるときは、二百四十月	当該月数が二百四十月未満であるときは、二百四十月	当該月数が二百四十月未満であるときは、二百四十月	当該月数が二百四十月未満であるときは、二百四十月
四十月末満である	当該月数が、二百四十月	未満であるときは	月数が二百四十月	組合員期間（当該	当時	条第一項	項において読み替えられた第七十八	附則第十三条第一	附則第十三条规定する特定	衛視等	百八十月とする。	超えるときは四百八十月とする。	十月未満であるときは、二百四十月	十月未満であるときは、二百四十月	十月未満であるときは、二百四十月	十月未満であるときは、二百四十月

附則第十	項の五第六	項の五第六	項二条の七	附則第十	項二条の七	附則第十	項及び第五	の五第四
加算されたものであつて、かつ、その を取得した当時	當時（退職共済年金を受ける権利を取 得した当時）	第七十八条第一項	二条の七 の六第一	附則第十 の七 の六第一	當時（退職共済年金を受ける権利を取 得した当時、当該退職共済年金の額 （附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除 く。））	當時（退職共済年金を受ける権利を取 得した当時、当該退職共済年金の額 （附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除 く。））	同条第一項 えられた第七十八 条第一項	ときは二百四十 とし、四百八十月 を超えるときは四 百八十月とする。
加算されたもの	当時	条第一項 えられた第七十八 条第一項	項において読み替 えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 の	の算定されているも の	当時	附則第十三条第一 の 項において読み替 えられた第七十八 条第一項	ときは二百四十 とし、四百八十月 を超えるときは四 百八十月とする。

二条の七 の六第二	年金額の算定の基礎となる組合員期間 が二十年以上であるもの	項において読み替 えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 項
び第九項 第二項及 第一項、 第一条項、 二条の八 附則第十	第七十八条第一項 當時（退職共済年金を受ける権利を取 得した当時、当該退職共済年金の額 当时（当該年齢に達した当时、附則第 十二条の三の規定による退職共済年金 の額（附則第十二条の七の五第一項に 規定する繰上げ調整額を除く。） 組合員期間等が二十五年以上であり、 かつ、組合員期間が二十年以上である 者	當時 當時	附則第十三条第一 項
衛視等	附則第十三条规定する特定 項目に規定する特定	附則第十三条规定する特定 項目に規定する特定	附則第十三条规定する特定 項目に規定する特定

前項に規定する特定衛視等とは、衛視である国会職員、副看守長、看守部長若しくは看守である法務事務官、海上保安士である海上保安官又は陸曹長、海曹長若しくは空曹長以下の自衛官である組合員（以下「衛視等」という。）のうち昭和五十五年一月一日（以下この項において「基準日」という。）前に衛視等であつた期間を有する者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 基準日前の衛視等であつた期間が十五年以上である者
二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日

前の衛視等であつた期間の年月数と基準日以後の衛視等であつた期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに掲げる年数以上であるもの

イ 基準日前の衛視等であつた期間が十二年以上十五年未満である者
十五年

ロ 基準日前の衛視等であつた期間が九年以上十二年未満である者
十六年

ハ 基準日前の衛視等であつた期間が六年以上九年未満である者
十七年

ニ 基準日前の衛視等であつた期間が三年以上六年未満である者
十八年

ホ 基準日前の衛視等であつた期間が三年未満である者
十九年

(警察職員であつた衛視等の取扱い)

第十三条の二 地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四に規定する警察職員（以下この条において「警察職員」という。）であつた衛視等に対する前条の規定の適用については、警察職員であつた間衛視等であつたものとみなす。

（定年等による退職をした者に係る組合員の資格の継続に関する特例）

第十三条の三 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る国家公務員法第八十二条第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法

律第七十七号の施行の日。以下この項及び附則第十三条の五において「定年退職日」という。)まで引き続いて組合員であったものが、国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職した場合(国家公務員法第八十一条の三(昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。)の規定により勤務した後退職した場合及び国家公務員法第八十一条の四(昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。)の規定により任用された後退職した場合を含む。以下「定年等による退職をした場合」という。)において、その者の組合員期間が十年以上であり、かつ、その者が退職共済年金の受給権者でないときは、その者は、当該退職に係る組合に申し出て、引き続き当該組合のこの法律の規定(長期給付に関する規定に限る。)の適用を受ける組合員となることができる。この場合において、長期給付に関する規定の適用については、その申出をした者の退職は、なかつたものとみなす。

2 前項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとなつた者で、その後、引き続き、同項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは地方の組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者又は厚生年金保険の被保険者(以下この項において「被保険者等」という。)となつたものが、当該被保険者等の資格を喪失した場合において、その者が退職共済年金の受給権者でないときは、その者は、前項の規定による申出をした組合に申し出て、当該被保険者等の資格を喪失した日から当該組合のこの法律の規定(长期給付に関する規定に限る。)の適用を受ける組合員となることができる。

3 第一項又は前項の申出は、第一項の退職をした日の翌日又は前項の

組合員若しくは被保険者の資格を喪失した日から起算してそれぞれ六月を経過する日までの間にしなければならない。ただし、組合は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

4 | 第一項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員（以下「特例継続組合員」という。）となつた者は、連合会が、政令で定める基準に従い、その者の長期給付に係る掛金及び国の負担金の合算額を基礎として定款で定める金額（以下「特例継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならぬ。

5 | 特例継続組合員となつた者が特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、特例継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときは、この限りでない。

6 | 特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日（第三号に該当するに至つたときは最後の払込みのあつた特例継続掛金に係る月の翌月の初日、第四号に該当するに至つたときはその日）から、その資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 退職共済年金を受けることができる組合員期間等を有することとなつたとき。

三 特例継続掛金（特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金を除く。）をその払込期日までに払い込まなかつたとき（払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除く。）。

四 特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは地方の組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者又は厚生年金保険の被保険者となつたとき。

五 特例継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出たとき。

8 | 7 | 第百条の二の規定は、特例継続組合員については、適用しない。
第一項、第二項及び第六項第五号の申出の手続に関し必要な事項は政令で定める。

(健康保険法等との関係)

第十三条の四 特例継続組合員（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員である者を除く。次項において同じ。）は、健康保険法第二百条の規定の適用については、同条第一項に規定する共済組合の組合員でないものとみなす。

2 | 特例継続組合員は、国民健康保険法第六条の規定の適用については、同条第三号に規定する国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

(定年等による退職をした者に係る退職共済年金の特例)

第十三条の五 昭和五十六年法律第七十七号の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る定年退職日まで引き続いて組合員であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であるものであるときは、第七十六条及び附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

(退職共済年金の受給資格の特例)

第十三条の六 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職共済年金の受給権者でないとき。

(自衛官以外の隊員等に関する特例)

第十三条の七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員（自衛官を除く。）については、附則第十三条の三第一項中「国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）」とあるのは「自衛隊法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十八号。以下「昭和五十六年法律第七十八号」という。）」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号」とあるのは「自衛隊法第四十四条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十八号附則第三条の規定

の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十八号」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七条号附則第三条」とあるのは「自衛隊法第四十四条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十八号附則第三条」と、「国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。）」とあるのは「自衛隊法第四十四条の三（昭和五十六年法律第七十八条号附則第四条において準用する場合を含む。）」と、「国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「自衛隊法第四十四条の四（昭和五十六年法律第七十八号附則第五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「昭和五十六年法律第七十八号」として、これらの規定を適用する。

2
裁判所職員臨時措置法の適用を受ける裁判所職員については、附則第十三条の三第一項中「国家公務員法第八十一条の二第一項」とあるのは、「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条の二第一項」と、「国家公務員法第八十一条の三」とあるのは、「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の三」と、「国家公務員法第八十一条の四」とあるのは、「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の四」として、同項の規定を適用する。

国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員については、附則第十三条の三第一項中「国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）」とあるのは「国会職員法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第四十号。以下「昭和五十九年法律第四十号

「という。）」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十九年法律第四十号）第十五条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十九年法律第四十号附則第二項の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十九年法律第四十号）と、「国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条」とあるのは、「国会職員法第十五条の二第一項又は昭和五十九年法律第四十号附則第二項」と、「国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。）」と、「国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「国会職員法第十五条の四（昭和五十九年法律第四十号附則第八項において準用する場合を含む。）」と、「国家公務員法第八十一条の五中「昭和五十六年法律第七十七号」とあるのは、「昭和五十九年法律第四十号」として、これらの規定を適用する。

（政令への委任）

第十三条の八 附則第十三条の三から前条までに定めるもののほか、特例継続組合員に係る長期給付及び長期給付に要する費用の負担についてこの法律又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他特例継続組合員に対するこの法律又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(年金である給付の額の改定の特例)

第十三条の九 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金である給付（第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項から第三項まで並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定（附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）によりその金額が算定されたものに限る。）の受給権を有する者について、第七十二条の三から第七十二条の六までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項から第三項まで並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定により算定した金額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額（以下この条において「前年度額」という。）に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2) 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第七十二条の三（第七十二条の四から第七十二条の六までにおいて適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変

動率を上回る場合 物価変動率

3 | 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第七十二条の四（第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 | 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第七十二条の五（第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 | 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率

二 | 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。） 物価変動率

5 | 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第七十二条の六の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

（標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の支給要件等の特例）

第十三条の九の二 第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者に対する長期給付について、附則第十二条の三第二号、第十二条の四の

二第二項第一号、第十二条の四の三第一項及び第十三条の十第一項の規定を適用する場合においては、「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（離婚時みなし組合員期間を除く。）」とする。

（被扶養配偶者である期間についての特例の規定の適用）

第十三条の九の三 第九十三条の十四第一項の規定の適用については、当分の間、「第七十七条第一項及び第二項」とあるのは「第七十七条第一項から第三項まで」と、「改定又は」とあるのは「特定期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間（特定期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間）及び改定又は」とする。

第十三条の九の四 第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者に対する長期給付について、附則第十二条の三第二号、第十二条の四の二第二項第一号、第十二条の四の三第一項及び第十三条の十第一項の規定を適用する場合においては、「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（被扶養配偶者みなし組合員期間を除く。）」とする。

第十三条の九の五 国民年金法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入される特定期間に係る組合員期間についての第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定並びに長期給付の額の算定及び改定に関し必要な事項は、政令で定める。

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第十三条の十 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る。）であつて、組合員期間等が二十五年未満である者は、脱退一時金の請求をすることができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国内に住所を有するとき。
二 障害共済年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるとき。

三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）から起算して二年を経過しているとき。

四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 脱退一時金の額は、その者の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た金額に支給率を乗じて得た金額とする。

4 前項の支給率は、最終月（最後に組合員の資格を喪失した日の属する月の前月をいう。以下この項において同じ。）の属する年の前年十月における、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額に対する掛け金の割合（長期給付に係るものに限り、最終月が一月から八月ま

でに属する場合は前々年十月における当該割合とする。）に次の表の上欄に定める組合員期間の区分に応じ同表の下欄に定める数を乗じて得た率とし、その率に少数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

六月以上一二月未満				六
一二月以上一八月未満				一一
一八月以上二四月未満				一八
二四月以上三〇月未満				二四
三〇月以上三六月未満				三〇
三六月以上				三六

5 | 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

6 | 脱退一時金について第四十九条及び第五十条の規定を適用する場合には、第四十九条中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは脱退一時金」と、第五十条中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び脱退一時金並びに」と読み替えるものとする。

7 | 脱退一時金は、第四十一条、第四十七条第一項、第一百六条、第一百十五条第一項及び第一百十八条の規定の適用については、长期給付とみなす。

（長期給付に関する経過措置）

第十四条 長期給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、別に法律で定める。

（長期給付に関する経過措置）

第十四条 附則第十二条の二から前条までその他のこの附則に定めるものほか、第四章第三節その他の長期給付に関する規定の施行に関して

必要な事項は、別に法律で定める。

(短期給付に係る財政調整事業)

第十四条の三 (略)

2(4) (略)

5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は、国、特定独立行政法人若しくは職員団体、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

6(10) (略)

(短期給付に係る財政調整事業)

第十四条の三 (略)

2(4) (略)

5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は、国、特定独立行政法人若しくは職員団体、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

6(10) (略)

(日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合に係る組合員期間を有する者に支給する長期給付の特例)

第二十条 当分の間、組合員期間の一部が厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた期間である者に支給する長期給付に対する第七十七条第二項第一号の規定の適用については、同号中「組合員期間の」とあるのは「組合員期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「平成八年改正前共済法」という。）第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた期間を除算した期間）の」と、同項第二号、第八十二条第一項第二号及び第二項、第八十七条の七第二号、第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに附則第十二条の四の二第二

三項の規定の適用については、これらの規定中「組合員期間の」とあるのは「組合員期間（平成八年改正前共済法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた期間を除算した期間）」とする。

2 平成二年四月一日前に退職した者に退職共済年金を支給する場合における前項の規定の適用については、同項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合」とあるのは、「日本鉄道共済組合」とする。°

（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における組合及び連合会の業務等の特例）

第二十条の二 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第三条第四項、第二十一条第二項第一号、第二十四条第一項第七号、第三十五条の二第一項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）」と、第二十一条第二項第一号中「の納付並びに」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、「の納付及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、第二十四条第一項第七号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、第三十五条の二第一項中「及び」とあるのは「及び年

金保険者拠出金並びに」と、第九十九条第一項中「並びに基礎年金拠出金」とあるのは、「基礎年金拠出金並びに年金保険者拠出金」と、同項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同項第三号中「及び長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金）とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金）と、第二百二条の三第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とする。

（病床転換支援金等の納付が行われる場合における組合の業務等の特例）

第二十条　（略）

（郵政会社等の役職員の取扱い）

第二十条の二　（略）

2・3　（略）

4　第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

項 第八条第一 （）	各省各庁の長」という。 （略）
又は郵政会社等（附則第一）	各省各庁の長」という。 （略）

（病床転換支援金等の納付が行われる場合における組合の業務等の特例）

第二十条の二　（略）

（郵政会社等の役職員の取扱い）

第二十条の三　（略）

2・3　（略）

4　第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

項 第八条第一 （）	各省各庁の長」という。 （略）
又は郵政会社等（附則第一）	各省各庁の長」という。 （略）

第九十九条	第四項	第九十九条	第三項	第九十九条	第一項	第九十九条	(略)	
負担する	立病院機構	若しくは独立行政法人国	を除く。) を含む	(略)	を除く。) を含み	並びに附則第二十条の二第	(略)	郵政会社等を代表する者」という。)

第九十九条	第四項	第九十九条	第三項	第九十九条	号	第一項第一号及び第三号	第九十九条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
負担金及び国	負担する	立病院機構	若しくは独立行政法人国	、独立行政法人國立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	のを除く。) を含み	並びに附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する第四項の規定による郵政会社等の負担に係るもののを除く。) を含み	郵政会社等を代表する者」という。)	大臣に届け出た者(以下「郵政会社等を代表する者」という。)	等を代表する者として財務大臣に届け出た者(以下「郵政会社等を代表する者」という。)	郵政会社等を代表する者」という。)	等を代表する者として財務大臣に届け出た者(以下「郵政会社等を代表する者」という。)	郵政会社等を代表する者」という。)	等を代表する者として財務大臣に届け出た者(以下「郵政会社等を代表する者」という。)	郵政会社等を代表する者」という。)
負担金及び国又は郵政会社	負担し、郵政会社等は政令で定めるところにより郵政会社等が負担することとなる金額を負担する	負担し、郵政会社等は政令で定めるところにより郵政会社等が負担することとなる金額を負担する	立病院機構	若しくは独立行政法人国	、独立行政法人國立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	のを除く。) を含み	並びに附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する第四項の規定による郵政会社等の負担に係るもののを除く。) を含み	郵政会社等を代表する者」という。)	大臣に届け出た者(以下「郵政会社等を代表する者」という。)	等を代表する者として財務大臣に届け出た者(以下「郵政会社等を代表する者」という。)	郵政会社等を代表する者」という。)	等を代表する者として財務大臣に届け出た者(以下「郵政会社等を代表する者」という。)	郵政会社等を代表する者」という。)	等を代表する者として財務大臣に届け出た者(以下「郵政会社等を代表する者」という。)

									第五項
(略)	第一百三十条	(略)			第一百二十二条 第一百二十二条 第二项	第一百二十二条 第一百二十二条 第二项	(略)		で定めるところにより郵政会社等が負担することとなる金額を負担する
(略)	第二十五条	(略)		又は特定独立行政法人	掛金	(略)	(略)		会社等が負担することとなる金額を負担する

									第五項
(略)	第一百三十条	(略)			第一百二十二条 第一百二十二条 第二项	第一百二十二条 第一百二十二条 第二项	(略)		第一号まで及び第四号
(略)	第二十五条	(略)		又は特定独立行政法人	掛金	(略)	(略)		第二号までの規定中「国」の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国」の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」と、同項第四号

(日本郵政共済組合の登記)

第二十条の三 (略)

2 (略)

(運営審議会の委員の数の特例等)

第二十条の四 (略)

2 (略)

(事務に要する費用の補助)

第二十条の五 国は、予算の範囲内において、日本郵政共済組合に対し、附則第二十条の二第四項の規定により読み替えられた第九十九条第五項に規定する費用の一部を補助することができる。

(組合員の範囲の特例等)

第二十条の六 郵政会社等（附則第二十条の一第二項に規定する郵政会社等をいう。以下同じ。）とそれぞれ業務、資本、人的構成その他について密接な関係を有するものとして政令で定める要件に該当する法人であつて財務大臣の承認を受けたものに使用される者（当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）のうち職員に相当する者として日本郵政共済組合の運営規則で定める者は、日本郵政共済組合を組織する郵政会社等役職員とみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。

2 附則第二十条の二第三項の規定は、財務大臣が前項の規定による承認をしようとする場合について準用する。

3 (略)

(日本郵政共済組合の登記)

第二十条の四 (略)

2 (略)

(運営審議会の委員の数の特例等)

第二十条の五 (略)

2 (略)

(事務に要する費用の補助)

第二十条の六 国は、予算の範囲内において、日本郵政共済組合に対し、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第九十九条第四項に規定する費用の一部を補助することができる。

(組合員の範囲の特例等)

第二十条の七 郵政会社等（附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等をいう。以下同じ。）とそれぞれ業務、資本、人的構成その他について密接な関係を有するものとして政令で定める要件に該当する法人であつて財務大臣の承認を受けたものに使用される者（当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）のうち職員に相当する者として日本郵政共済組合の運営規則で定める者は、日本郵政共済組合を組織する郵政会社等役職員とみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。

2 附則第二十条の三第三項の規定は、財務大臣が前項の規定による承認をしようとする場合について準用する。

3 (略)

(適用法人に対する法律の規定の適用の特例)

第二十条の七 前条第一項の規定によりこの法律の規定を適用するものとされた財務大臣の承認を受けた法人（以下「適用法人」という。）の役職員（非常勤の者を除く。）は、附則第二十条の二第四項の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用については、郵政会社等の役職員とみなす。

2 (略)

3 適用法人は、第六章（附則第二十条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、郵政会社等とみなす。

(組合員等に対する督促及び延滞金の徴収)

第二十条の八 日本郵政共済組合は、掛金等又は負担金を滞納した組合員又は郵政会社等若しくは適用法人に対し、期限を指定して、掛金等又は負担金の納付を督促しなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の規定によつて督促したときは、日本郵政共済組合は、掛金等又は負担金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から掛金等若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金等又は負担金の額が千円未満であるとき、又は延滞につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

5 前項の規定により延滞金を徴収した場合において、掛金等又は負担金の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金等又は負担金の額は、その納付のあつた

(適用法人に対する法律の規定の適用の特例)

第二十条の八 前条第一項の規定によりこの法律の規定を適用するものとされた財務大臣の承認を受けた法人（以下「適用法人」という。）の役職員（非常勤の者を除く。）は、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用については、郵政会社等の役職員とみなす。

2 (略)

3 適用法人は、第六章（附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、郵政会社等とみなす。

(組合員等に対する督促及び延滞金の徴収)

第二十条の九 日本郵政共済組合は、掛金又は負担金を滞納した組合員又は郵政会社等若しくは適用法人に対し、期限を指定して、掛金又は負担金の納付を督促しなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の規定によつて督促したときは、日本郵政共済組合は、掛金又は負担金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から掛金若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金又は負担金の額が千円未満であるとき、又は延滞につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

5 前項の規定により延滞金を徴収した場合において、掛け金又は負担金の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛け金又は負担金の額は、その納付のあつた

つた掛金等又は負担金の額を控除した金額による。

6 掛金等又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

7 督促状に指定した期限までに掛金等若しくは負担金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徵収しない。

8 (略)

(滞納処分)

第二十条の九 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛け金等又は負担金を完納しないときは、日本郵政共済組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は組合員若しくは郵政会社等若しくは適用法人の住所若しくは財産がある市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

2・3 (略)

(先取特権の順位)

第二十条の十 掛金等、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徵収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徵収に関する通則)

第二十条の十一 掛金等、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徵収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税

掛金又は負担金の額を控除した金額による。

6 掛金又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

7 督促状に指定した期限までに掛金若しくは負担金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徵収しない。

8 (略)

(滞納処分)

第二十条の十 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛け金又は負担金を完納しないときは、日本郵政共済組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は組合員若しくは郵政会社等若しくは適用法人の住所若しくは財産がある市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

2・3 (略)

(先取特権の順位)

第二十条の十一 掛金、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徵収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徵収に関する通則)

第二十条の十二 掛金、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徵収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徵

徴収の例により徴収する。

(政令への委任)

第二十条の十二 附則第二十条の二から前条までに規定するもののほか、郵政会社等役職員、郵政会社等、日本郵政共済組合及び適用法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

取の例により徵収する。

(政令への委任)

第二十条の十三 附則第二十条の三から前条までに規定するもののほか、郵政会社等役職員、郵政会社等、日本郵政共済組合及び適用法人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則別表第一（附則第十二条の七、附則第十二条の八関係）

昭和五年七月一日以前に生まれた者	昭和五年七月二日から昭和七年七月一日まで	昭和七年七月二日から昭和九年七月一日まで	昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日まで	昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日まで
五十九歳	五十八歳	五十七歳	五十六歳	五十一歳
五十四歳	五十三歳	五十二歳	五十一歳	五十歳

附則別表第二（附則第十二条の七、附則第十二条の八関係）

	昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月一日以前に生まれた者	昭和六十一年七月一日から平成元年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	平成元年七月一日から平成四年六月三十日までの間に退職した者又は昭和七年七月二日か
五十八歳	五十七歳	五十六歳	四十六歳
四十八歳	四十七歳	四十六歳	四十六歳

ら昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳
平成四年七月一日から平成七年六月三十日まで の間に退職した者又は昭和九年七月二日から 昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	四十九歳

附則別表第三（附則第十二条の九関係）

平成三年六月三十日以前に退職した者	平成四年七月一日から平成五年六月三十日まで の間に退職した者	平成五年七月一日から平成六年六月三十日まで の間に退職した者	平成六年六月三十日まで の間に退職した者
五十五歳	五十六歳	五十七歳	五十八歳

別表第一（第七十一一条の一関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者 組合員であつた月が属する
次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に
掲げる率

昭和六十二年三月以前		一・二二二二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九一	
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六一	
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九一	
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四一	
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一一	
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九一	
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三	

平成七年四月から平成八年三月まで	○・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五六
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
昭和六十二年三月以前	一・二三三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇一
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二

平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九七七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六八
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九五五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九五二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九五九
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九七九
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇〇三
平成二十五年四月から平成六年三月まで	一・〇二二
平成二十六年四月から平成七年三月まで	一・〇四三
平成二十七年四月から平成八年三月まで	一・〇七四
平成二十八年四月から平成九年三月まで	一・一二六
平成二十九年四月から平成十年三月まで	一・一九八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三九
昭和六十四年四月から平成二年三月まで	一・二六〇
昭和六十五年四月から平成三年三月まで	一・二六〇
昭和六十六年四月から平成四年三月まで	一・二六〇
昭和六十七年四月から平成五年三月まで	一・二六〇
昭和六十八年四月から平成六年三月まで	一・二六〇
昭和六十九年四月から平成七年三月まで	一・二六〇
昭和七十一年四月から平成八年三月まで	一・二六〇
昭和七十二年四月以前	一・二六〇

三 昭和六年四月二日から昭七年四月一日までの間に生まれた者組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

四 昭和七年四月一日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者組
合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて
、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一八
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇七五
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇八〇

五 昭和八年四月一日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者組

合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・九七五
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九五二
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
昭和六十二年三月以前	一・二七一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四〇

六 昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五六
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五五
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六一
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六八
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七七
昭和六十二年三月以前	〇・九八〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	〇・九八〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四九
昭和六十三年四月から平成三年三月まで	一・二一八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六一

七 昭和十一年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二八一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六一

平成八年四月から平成九年三月まで	平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四〇
平成六年四月から平成七年三月まで	平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一九
平成七年四月から平成八年三月まで	平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八六
平成八年四月から平成九年三月まで	平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七三
平成九年四月から平成十年三月まで	平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八六
平成十年四月から平成十一年三月まで	平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七三
平成十一年四月から平成十二年三月まで	平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六二
平成十二年四月から平成十三年三月まで	平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
昭和六十二年三月以前	八 昭和十二年四月一日以後に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和六十二年三月以前	昭和六十二年三月以前	一・二九一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三八
昭和六十三年四月から平成三年三月まで	昭和六十三年四月から平成三年三月まで	一・一五三
平成元年十二月から平成三年三月まで	平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇一
平成三年四月から平成四年三月まで	平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六九
平成四年四月から平成五年三月まで	平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四八
平成五年四月から平成六年三月まで	平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇六
〇・九九四	〇・九九四	

別表第二（第百二十四条の三関係）	
名 称	根 抠 法
独立行政法人教員研修センター	独立行政法人教員研修セントラル法（平成十二年法律第八十八号）
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）
独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）
独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）
独立行政法人メディア教育開発センター	独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）
独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）
独立行政法人日本貿易保険所	独立行政法人日本貿易保険法（昭和二十五年法律第六十号）
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人産業技術総合研究所法（昭和二十五年法律第六十号）
独立行政法人日本貿易保険	独立行政法人日本貿易保険法（昭和二十五年法律第六十号）

別表第三（第百二十四条の三関係）	
名 称	根 抠 法
独立行政法人教員研修センター	独立行政法人教員研修セントラル法（平成十二年法律第八十八号）
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）
独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）
独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）
独立行政法人メディア教育開発センター	独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）
独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）
独立行政法人日本貿易保険所	独立行政法人日本貿易保険法（昭和二十五年法律第六十号）
独立行政法人日本貿易保険	独立行政法人日本貿易保険法（昭和二十五年法律第六十号）

独立行政法人国立文化財機構	独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）
独立行政法人労働安全衛生研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）
独立行政法人労働安全衛生・栄養研究所	独立行政法人労働安全衛生・栄養研究所法（平成十一年法律第百八十四号）
独立行政法人健康・栄養研究所	独立行政法人健康・栄養研究所法（平成十一年法律第百八十九号）
独立行政法人畜改良センター	独立行政法人畜改良センター法（平成十一年法律第百八十五号）
独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十三号）
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十四号）
独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十五号）
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）
独立行政法人水産総合研究所	独立行政法人水産総合研究所法（平成十一年法律第百九十九号）
独立行政法人森林総合研究センター	独立行政法人森林総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）

独立行政法人国立文化財機構	独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）
独立行政法人健康・栄養研究所	独立行政法人健康・栄養研究所法（平成十一年法律第百八十四号）
独立行政法人畜改良センター	独立行政法人畜改良センター法（平成十一年法律第百八十五号）
独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十三号）
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十四号）
独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十五号）
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）
独立行政法人水産総合研究所	独立行政法人水産総合研究所法（平成十一年法律第百九十九号）
独立行政法人森林総合研究センター	独立行政法人森林総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）

独立行政法人工業所有権情報 報・研修館	独立行政法人工業所有権情報・研修館 法（平成十一年法律第二百一号）
独立行政法人土木研究所	独立行政法人土木研究所法（平成十一 年法律第二百五号）
独立行政法人建築研究所	独立行政法人建築研究所法（平成十一 年法律第二百六号）
独立行政法人交通安全環境 研究所	独立行政法人交通安全環境研究所法（ 平成十一年法律第二百七号）
独立行政法人海上技術安全 研究所	独立行政法人海上技術安全研究所法（ 平成十一年法律第二百八号）
独立行政法人港湾空港技術 研究所	独立行政法人港湾空港技術研究所法（ 平成十一年法律第二百九号）
独立行政法人電子航法研究 所	独立行政法人電子航法研究所法（平成 十一年法律第二百十号）
独立行政法人航海訓練所	独立行政法人航海訓練所法（平成十一 年法律第二百十三号）
独立行政法人海技教育機構	独立行政法人海技教育機構法（平成十 一年法律第二百十四号）
独立行政法人航空大学校	独立行政法人航空大学校法（平成十一 年法律第二百十五号）
独立行政法人国立環境研究 所	独立行政法人国立環境研究所法（平成 十一年法律第二百十六号）
自動車検査独立行政法人	自動車検査独立行政法人法（平成十一 年法律第二百十八号）

独立行政法人工業所有権情報 報・研修館	独立行政法人工業所有権情報・研修館 法（平成十一年法律第二百一号）
独立行政法人土木研究所	独立行政法人土木研究所法（平成十一 年法律第二百五号）
独立行政法人建築研究所	独立行政法人建築研究所法（平成十一 年法律第二百六号）
独立行政法人交通安全環境 研究所	独立行政法人交通安全環境研究所法（ 平成十一年法律第二百七号）
独立行政法人海上技術安全 研究所	独立行政法人海上技術安全研究所法（ 平成十一年法律第二百八号）
独立行政法人港湾空港技術 研究所	独立行政法人港湾空港技術研究所法（ 平成十一年法律第二百九号）
独立行政法人電子航法研究 所	独立行政法人電子航法研究所法（平成 十一年法律第二百十号）
独立行政法人航海訓練所	独立行政法人航海訓練所法（平成十一 年法律第二百十三号）
独立行政法人海技教育機構	独立行政法人海技教育機構法（平成十 一年法律第二百十四号）
独立行政法人航空大学校	独立行政法人航空大学校法（平成十一 年法律第二百十五号）
独立行政法人国立環境研究 所	独立行政法人国立環境研究所法（平成 十一年法律第二百十六号）
自動車検査独立行政法人	自動車検査独立行政法人法（平成十一 年法律第二百十八号）